

○請負業者に対する法定外福利制度への加入確認事務取扱

平成17年10月 1 日

告示第114号

1. 法定外労働災害補償制度（建設労災補償共済制度）の取扱いについて

法定労災は、基本的に使用者の無過失補償責任制度を根底に成り立っており、十分な補償に限界があることから法定外労働災害補償制度が昭和45年に設けられた。

法定外労働災害補償制度は、法定労災である政府の労働災害保証保険とは別に上乘せ給付等を行なうことを目的とするものであり、任意労災に対する掛金は、土木工事諸経費率が、昭和51年8月1日に改訂された際、労働者の福祉対策を推進する見地から、現場管理費のなかに法定外労働災害補償掛金相当額が積算されるようになってきていることから、契約時に加入の事実を確認しなければならない。

主に厚生労働省・国土交通省共管（財）建設業福祉共済団が全国建設業協会と提携して共済事業を行なっているが、その他(社)全国建設業労災互助会や全国中小企業共済協同組合連合会も同様の共済事業を行っている。

1) 事務取扱について

工事請負契約を締結しようとするときは、契約時に請負者から建設労災補償共済制度加入証明書を提出させ、確認後契約締結時に添付すること。ただし、口頭契約による請負工事は対象外とする。

2) 建設労災補償共済制度加入証明書の例（(財)建設業福祉共済団の場合）

① 工事現場単位契約の場合・・・別紙1（発注者用3枚目の加入証明書）

② 2年間完成工事高契約の場合・・・別紙2（コピー）

2. 建設業退職金共済制度の取扱いについて

この制度は、昭和39年10月に中小企業退職金共済法に基づき退職金制度に恵まれない建設業で働く現場作業員のために創設され、昭和41年7月以降、その掛金相当額が現場管理費に積算されている。従って、工事発注のつど「掛金収納書」を受注者から提出させ加入履行の事実を確認しなければならない。

1) 事務取扱について

工事請負契約を締結しようとするときは、契約時に請負者から建設業退職金共済組合（中小企業退職金共済等を含む。）の掛金収納書（別紙3）を提出させ、確認後契約締結時に添付すること。ただし、口頭契約による請負工事は対象外とする。また、当該契約に係る工事に日雇労働者を雇用していない場合や独自の退職金共済制度に加入しているなどの理由から請負業者が証紙を購入しない場合は、建設業退職金共済証紙不購入届出（様式第1号）を提出させること。

証紙購入基準（建設業退職金共済掛金率の基準）を次のとおりに定めたので、算定された額以上の証紙購入を確認すること。

① 土木工事・・・請負額×（1.75/1000）以上

② 建築工事・・・請負額×（1.25/1000）以上

③ 電気・設備等工事・・・請負額のうち据付工事費×（1.25/1000）以上

附 則

この事務取扱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この事務取扱は、令和3年4月1日から施行する。